

蓮田市と日本薬科大学との連携協力に関する包括協定書

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、両者が別途協議のうえ定める。

蓮田市と日本薬科大学（以下「両者」という。）は、相互の連携および協力に関する基本的事項について、次のとおり包括協定を締結する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者が署名の上、各々その1通を保有する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携と協力のもと、各々の資源の相互活用と人的交流を行い、豊かな地域社会の形成・発展と地域産業を担う人材の育成に寄与することを目的とする。

平成29年1月21日

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項を実施するものとする。

- (1) 心身の健康及び少子高齢化対策に関する事項
- (2) 教育、文化、スポーツ及び生涯学習に関する事項
- (3) 地域資源を活用した産業及び観光の振興に関する事項
- (4) 市の諸政策及び大学教育・研究に関する評価、支援及び助言に関する事項
- (5) その他、目的を達成するために両者が必要と認める事項

埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1

蓮田市

蓮田市長

中野和信

（実施条件）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の個別事業の実施に係る条件及び経費負担等について別途協議する。

北足立郡伊奈町大字小室10281番地

学校法人 都築学園 日本薬科大学

学長

丁寧鉄

（協議事項）

第4条 両者の連携協力による事業を円滑に推進するために、両者の求めに応じ適宜協議の場を設けるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の1か月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、以後の更新についても同様とする。